

経営コンサルタント「改善」論と戦争 - 有事体制問題（４）

－安藤弥一「日本の科学的工場管理」の戦時経営思想史－

裴 富吉

The Japanese Scientific Way of Guiding Management Improvement in Wartime Regulations ; ANDO Yaichi and the History of Management Thought on the Japan's Factory Management (4)

BAE Boo - Gil

第1部 経営改善の理論史的考察

－生産能率の向上問題－

第1章 科学的工場管理の実践

第2章 戦時期における工場改善論

第3章 『新鮮な経営』昭和42年

－戦後期代表作の検討－

第2部 経営改善の思想史的考察

－経営改善論の指導原理をめぐる批判的考察；日本精神論を中心に－

第4章 日本精神論の起源

第5章 いま、なにが問題か

第6章 有事関連法〔など〕と天皇・天皇制問題

1) 有事関連法とイラク特別措置法

2) 有事関連法とアメリカの意志【以上、前号まで】

3) 日本産業道の亡霊

4) 戦争事態 - 軍事体制と産業精神

5) 有事法制 - 日本精神

第7章 日本12歳，アメリカ45歳

1) 思いやり予算

2) 日米の経済関係

3) 泥棒国家の完成【ここまで、**本号**】

第8章 属国からの脱出

結章 問題のありか

お断わり：本稿は、中央学院大学社会システム研究所『紀要』第8巻第1号、2007年12月に掲載された論文を、PDF文書形式にととのえ公表したものである。本稿の引用に当たっては、同上雑誌〔の頁〕に依拠することを願います。

第6章 有事関連法〔など〕と天皇・天皇制問題 【承 前】

3) 日本産業道の亡霊

なお、前項に引照した平野貞夫『昭和天皇の「極秘命令」』は、かつて「日本精神」が犯した重大な誤謬を、性懲りもなく反芻する意見を吐いている。平野は、日本精神＝大和魂「論」が犯した過ちを直視できていない。しかも、その歴史的な淵源の問題性にも無知である。要は、天皇・天皇制「万々歳論」を、つぎの a) ～ d) に述べている¹⁾。各論の「→」以下には、筆者の反論を添えておく。

a) 日本国憲法がいう「象徴天皇」は、単にシンボルなどではなく、日本的な伝統や文化、民族の共生さらに統合と融合の象徴としての「靈性」をもった存在である。

→この見解は、民主主義における天皇・天皇制の根本的な問題点を棚上げしたものであり、その象徴「性」そのものを自明の前提としている。そうであるかぎり、没論理の意識領域に埋没・停頓した迷妄である。

とりわけ日本社会の内部事情は、「民族の共生」にはほど遠い実情にある。「統合と融合の象徴」は、いまだに排除や差別の論理を裏地にするものである。論理以前の感傷的な理解に止まるようでは、現代の天皇・天皇制に関する議論をする資格はない。

森嶋通夫『なぜ日本は行き詰ったか』(岩波書店、2004年)は、「1998年の現在でさえ日本の社会と経済は、1945年に期待していた程度までまだ十分に民主化されていない」と論断した²⁾。そのとおりである。

野田正彰『させられる教育－思考途絶する教師たち－』(岩波書店、2002年)も、「日の丸・君が代の強制の15年を追ってくると、日本の社会がいかに戦前の国家主義の社会と通じているか、考えさせられる」、「先祖返り」「隔世遺伝」だと指摘する³⁾。

b) 「靈性」とは、精神と物質を対峙させず、そのふたつが互譲し交歓し、相即相入の関係とし、それらの奥にあるものを覚醒することである。この「靈性の覚醒」こそ、世界のなかで日本人がもっとも得意とするところであり、東西の文化や思想、宗教などを共生さらに融合させ、天皇制度を中心として今日の日本が存在している。

→日本が世界の文化・思想・宗教などを統合・融合できる「靈性」を有する、と信じるのは勝手であるが、明らかに錯覚、幻想、妄想である。もとより、なにを根拠にいわれたものなのか確認がない。

日本人にもっとも得意な精神感覚だと断言された「靈性の覚醒」に固有の、1)「即自性〔それじたい性：自明性、没論理性〕」、2)「曖昧性」、3)「独善性」こそ問題であったことに気づかねばならない。

ここではとくに、戦争の時代までの「天皇家や国家神道にまつわる出来事」を思いかえしてみたい。

いまでは、天皇は日本国の象徴たる地位になっているが、その一族郎党が現在も信仰している特定の〈神道〉は、かつて日本の植民地であった東アジア諸国の人びとに対して、

1) 平野貞夫『昭和天皇の「極秘命令」』講談社、2004年、a) b)265頁、c)266頁、d)267頁。

2) 森嶋通夫『なぜ日本は行き詰ったか』岩波書店、2004年、103頁。

3) 野田正彰『させられる教育－思考途絶する教師たち－』岩波書店、2002年、155頁。

強要 - 強制された宗教精神でもあった。ところが、敗戦直後ただちに明らかになったように、彼の地においてはそれは、宗教的な伝導の効果という意味では、まったく普及も浸透もしなかった。

それどころか、海外神社が純然たる侵略神社だった事実は、既出の辻子 実『侵略神社 - 靖国思想を考えるために -』（新幹社、2003年）が明快に論及した点である。

興亜院の文書「支那における神社の考察」（1940年12月）は、項目の第3「要領」「其ノ1 国際法上の根拠確把」3（1）で、「戦争行為の目的達成上必要なる措置として帝国臣民の外帝国もまた単に租界内においてのみならず広く支那の領域内において神社を設置し且帝国が其の神社に関する行政を行い得るものと解せらる」と論及していた。

同項の「其ノ2 在支神社制度整備改善洋々」4「祭神」には、「万物化身の神たるかみむすびのかみ神産靈神御子」という語句が出ている。

「台湾征討」「満疆鎮護」の神がいま、靖国神社に祭神として祀られ、侵略神社のシンボルであった天照大神は伊勢神宮に、明治天皇は明治神宮に、それぞれ鎮座している。このことを私たちどのようにアジアの人たちに説明できるのか⁴⁾。

歴史に記録された事実を回顧すればわかるように、日本人：帝国日本が皇室を中心として「世界に貢献できる」「靈性」を有するなどというのは、荒唐無稽、誇大妄想である。平野貞夫はなによりもまず、自分の空洞的な感性を自覚することが肝心である。

c) 世界にも希有なこの日本の皇室の象徴機能を、世界平和や人類共生のために参考にしてみらうことができるだろう。

しかし同時に、かつて戦争の悲劇を招いた歴史に鑑み、断じて天皇制度をある種の勢力に利用させてはならない。

→東京〔極東国際軍事〕裁判で被告席に昭和天皇が座らせられなかったからといって、ヒロヒト天皇を戦責から免罪させることはできない。戦前昭和における天皇・天皇制を回顧すれば、「世界平和や人類共生のために参考にしてみらうことができる」などというのは、錯乱したいいぶんである。東アジア諸国の人びとが、そうしたいいぶんに耳を傾けるとはとうてい思えない。西ヨーロッパ諸国にも同様な人びとがいることは、1971年9月に天皇が訪欧したとき確認されている。

前出の森嶋通夫は、「第2次大戦の責任を負わされ、償いをさせられたのは天皇家ではなく旧財閥家族であったという滑稽を認識せねばならない」⁵⁾と指摘していた。この意味を玩味する必要がある。

平野は、「天皇制度をある種の勢力に利用させてはならない」と防御しようとするが、彼自身がその「勢力」に属する1人なのである。そして、天皇制度の中心人物である「天皇」自身は、1945年8月以前だけでなくそれ以後においても、ただ「利用されるだけ」の地位に就いていたわけではない。「昭和天皇」史に関するこの程度の知識も弁えない政治家に、天皇・天皇制を議論する資格はない。

4) 辻子 実『侵略神社 - 靖国思想を考えるために -』新幹社、2003年、209頁、212頁、251-252頁。

5) 森嶋『なぜ日本は行き詰ったか』9頁。

わけても、裕仁天皇があたかも「昭和の時代の被害者」だったかのように事実をすり替える「弁護論」は、歴史に即して事実を客観的に観察しない〈偏狭な発言〉である。

『私は貝になりたいーあるBC級戦犯の叫びー』（春秋社、1994年）の著者、加藤哲太郎は昭和天皇をこう批難した。

天皇は、私を助けてくれなかった。私は天皇陛下の命令として、どんな嫌な命令でも忠実に守ってきた。そして日頃から常に御勅諭の精神を、私の精神としようと努力した。私は一度として、軍務をなまけたことはない。そして曹長になった。天皇陛下よ、なぜ私を助けてくれなかったのですか。きっとあなたは、私たちがどんなに苦しんでいるか、ご存じなかったのでしょうか。そうだと信じたいのです。だが、もう私には何もかも信じられなくなりました。耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍べということは、私に死ぬということなのですか？ 私は殺されます。そのことは、きまりました。私は死ぬまで陛下の命令を守ったわけです。ですから、もう貸し借りはありません。だいたい、あなたからお借りしたものは、支那の最前線でいただいた7、8本の煙草と、野戦病院でもらったお菓子だけでした。ずいぶん高価な煙草でした。私は私の命と、長いあいだの苦しみを払いました。ですから、どんなうまい言葉を使っても、もうだまされません。あなたとの貸し借りはチョンチョンです。あなたに借りはありません。もし私が、こんど日本人に生まれかわったとしても、決して、あなたの思うとおりにはありません。二度と兵隊にはなりません。

けれど、こんど生まれかわるならば、私は日本人になりたくはありません。いや、私は人間になりたくありません。牛や馬にも生まれません、人間にいじめられますから。どうしても生まれかわらねばならないのなら、私は貝になりたいと思います。貝ならば海の深い岩にへばりついて何の心配もありませんから、何も知らないから、悲しくも嬉しくもないし、痛くも痒くもありません。頭が痛くなることもないし、兵隊にとられることもない。戦争もない。妻や子供を心配することもないし、どうしても生まれかわらなければならないのなら、私は貝に生まれるつもりです⁶⁾。

要するに、平野の理解は、この国政治史の根源的な問題、「天皇や財閥などもふくめて、戦争責任をとるべき多くの者たちが責任を逃れたこと」には目を向けず、ひたすら独善的に天皇・天皇制をとらえた生半可なものである。無知蒙昧という土台に立ち、視野狭窄の立場の自説を振りまわすことになれば、身勝手な解釈も無際限に可能である。

前出、日高義樹は1986年に、日本国をこう批判していた。

「天皇制」が特別だという「神話」は、日本とその国民にはうけ入れられやすい。第2次大戦前、強力な軍事力をもった日本が国際的な感覚をまるでもたず、「天皇制」を戴く民族主義的な理念があまりにも先行した結果、国際的に孤立、自滅した。日本は「井のなかの蛙」になるまいと努力してきたつもりが、気がついてみれば「井のなか」どころか、「異次元」に住んでいると、世界からみられはじめている⁷⁾。

d) 現代の日本人は、この「日本国の象徴であり日本国民の象徴」としての「靈性」を

6) 加藤哲太郎『私は貝になりたいーあるBC級戦犯の叫びー』春秋社、1994年、26-27頁。

7) 日高義樹『「日本一流国家論」を啜う』飛鳥新社、昭和61年、244-245頁。

どのように考えるか、大きな岐路に立たされている。

→いうところの「大きな岐路」に関しては、戦前期における「靈性」機能の転変、いいかえれば「日本臣民の惟神の道」という宗教理念上の脱線模様を、十分にみきわめていわれたものか否かが問題である。敗戦後、マッカーサー元帥の慈悲というか策謀のおかげで、日本の天皇はかろうじて命拾いした。つまり、新憲法のもとで「象徴」化された天皇制の地位をえることによって延命できた。

天皇・天皇制というなれば、敗戦という「大きな岐路」を歴史的に通過してきた。問題は、人間である天皇が日本「国民の象徴」に変身した点にも残っている。けれども、人間宣言をした〔させられた！〕天皇に、「神性」ならぬ「靈性」を期待する〈感性〉そのものが異様である。

天皇 - 天皇制の象徴「概念」を媒介に「靈」性を読みこもうとする立場は、古来よりこの国：日本の産業においては「産靈（ムスビ）」の道があったと仮想 - 註解する〈素朴な知覚〉や、日本精神「論」を似非歴史的に踏まえたつもりの〈産業の精神〉にもつながっている。

「靈」性うんぬんはどうしても、戦時期日本の産業社会に、のしかかり、まとりついていた〈日本精神〉論を彷彿させる。当時の日本における労働 - 職業 - 仕事の問題は、戦争協力の方向でしか論じられず、労働者の生活領域には不興・不和・不幸・不運ばかりもちこまれていたのである。

現行の日本国憲法は、この国が「主権在民の政治体制」であることを謳っている。それゆえ、「靈」性のような表現をつかい、「天皇家の人間たち」を〈聖的次元〉に祭りあげて語ったり、また、その靈「性」にむすびつけて政治思想的に利用したりすることは、許されない。

明治以降の天皇制度にかかわり、きわめて異例である元号「一世一代」制については、つぎのような批判がある。

元号のせいで凶事がつづくなどと言うと、縁起をかつぐみたいで滑稽かもしれない。しかしあれはもともと呪術的な記号である。その呪術性に気がつかないのは、フレイザー＝デュルケーム以後の文化人類学的思考に対する無知にすぎない。

縁起ものだからこそ、平治のときのように、これはいけないとなると改元した。一世一元と定めた法律は、古代の慣行を捨てかねずにいながら、しかも古人の智慧を無視して、生半可に近代化している。早速、法律を手直しして改元すべきだろう。

本当のことを言えば、これを機会に年号を廃止し、西暦でゆくのが一番いい。尺貫法からメートル法に移ったと同じように、普遍的な制度にするのだ。たとえば岩波書店、講談社、新潮社などの本の奥付はみな西暦で書いてあって、まことに機能的である⁸⁾。

この文章を書いた作家丸谷才一は、天皇家一族が信仰する「神道は祭天の古俗」(久米邦武, 1839~1931)である点を語っていない。丸谷はもちろん、日本国の「象徴である人物を族長とした天皇家」がとりおこなっている特定の宗教的行為をしらないわけではない

8) 『朝日新聞』2004年5月4日朝刊「文化総合欄」、丸谷才一「袖のボタン—元号そして改元」。

う。しかし丸谷は、「日本国民・国家の象徴」、しかも生身の人間である天皇が、1年間をとおして数多くの「呪術的な」宗教行為＝《祭天の古俗》を繰り返している、というその日常性：原始的宗教性の基底に触れていない。

ひとまず、丸谷の書いた文章を任意に選択しつつ短縮させてみると、こういう文章ができる。

◎「もともと呪術的な記号である」「元号が」「縁起をかつぐ」「滑稽」であり、「その呪術性に気がつかないのは」「無知にすぎない」。

◎「一世一元」「は、古代の慣行を捨てかねず」「しかも古人の智慧を無視し」「生半可に近代化している」。

◎「年号を廃止し、西暦でゆくのが〔一番〕いい」と丸谷がいう個所は、21世紀のいま、「天皇制：象徴としての天皇を廃止し、主権在民を徹底させる民主制政治でゆくのがいい」と読みかえても、無理がない。

4) 戦争事態 - 軍事体制と産業精神

敗戦から60年以上も経ったいま、日本は有事法制を敷いている。これで、日本の自衛隊〔軍隊〕はいつでも、アメリカ軍の欲する軍事行動に即して利用できる、都合のいい〈属国 - 同盟〉軍になった。いまや、日本国憲法第9条は完全に骨抜きになった。実態は深刻である。教育現場で無条件に服従を強制・強要されている国旗掲揚 - 国歌斉唱は、かつての戦争にまつわりこの国において生じた多くの「失敗の教訓（本質）」を、「失敗そのもの」として認識するために必要な「理性の覚醒」さえ封殺している。

民主党の国会議員平野貞夫は、その代わりに「霊性の覚醒」を語る。「精神と物質を対峙させ」ないで「互譲し交歓」する日本国民の「霊性」を提唱する。だが、現代社会に生きる国民 - 市民 - 住民は、平野議員のとないた「霊性の覚醒」そのものを冷静に観察し、民主主義の基本精神を働かせ、批判的精神をもって対峙しなければならない。

平野は結局、一般市民が「民主 - 批判的な政治意識」をもって国家体制に立ちむかったり、そして天皇・天皇制を客体的に考えたりすることを嫌悪している。すなわち、国家の方針・指示・命令に無意識的にしたがう、ひたすら服従する国民は望むが、そうではない市民や住民は、この国家の「霊性」＝「天皇・天皇制」のありがたさに無知な、つまりはそれを「霊性」において「覚醒」しない人びとだと解釈する。

学校教育の現場では現在、「国家の意志のひとつ」である「国旗掲揚・国歌斉唱」が無理強いされている。この事態は、有事関連法制が施行された現段階のなかでは、有事体制時における「国家の意志そのもの」を国民全員に強制するための準備段階、いわば予行演習を意味する。有事法制が実際に適用発動されるような緊急事態が生じたときは、国家の意志が最優先される。国民はそのとき国家にすなおにしたがうべきであり、ましてや、国家の行動に疑問をもつような人間になってはならないのである。

とはいえ、有事における軍隊の行動はまず国家全体を守り、そのつぎに国民個人を守るにすぎない。この優先順位は絶対であり、けっしてその逆ではない。有事のさいは、個人を守るべき国家が前面に出る。それゆえ、国家が個人に最優先する。個人と国家との関係はいつのまにか、逆転したまま固着する。このことは有事に固有の経緯である

軍隊というものは、本質的に、「国民」を守るものではなく、「国家」を守るものな

のであります。もっと端的にいうなら、「国家」イコール支配者層を守るのが軍隊の常なのです⁹⁾。

その事実は、歴史がなんども重ねて証明してきたものである。1945年8月まで旧大日本帝国は、天皇あつての国家、この国家あつての臣民だとされた。天皇の国家あつての国民であり、国民あつての天皇と国家ではなかった。旧大日本帝国の軍隊は、天皇のためにこそ存在した。日本精神もその意味合いを端的に反映するものだった。

平野の主張にしたがえば、この国の「靈性」をよく理解する国民は、日本の軍隊〔自衛隊〕の軍事的作戦行動に文句などいわず、無条件に服従することが当然とされる。恐らく、天皇・天皇制に疑念を抱く者は「不逞の輩」「非国民」「国賊」⁹⁾あつかいされる。

もっとも最近では、支配 - 体制陣営が反対意見や異論の持ち主を攻撃するさい、既出のような「反日分子」という言論をもって批難するやりかたもある。これは、前段のような「旧套の表現」⁹⁾にふくまれた不適切性を考慮し、その代替物に用意された文句だと思われる。だが、相互の議論をはなから拒絶する姿勢は、民主主義の原理：「批判の交流」の必要性を全面的に拒否するものである。

どうやら、平野の意見を聞いていると、日本の歴史を画したはずの1945年8月「敗戦」の意味が雲散霧消したかのようでもある。

— 本稿は、戦時体制期の日本産業に要請された「日本精神」に注目している。

それでは、現在の段階において、当時の「日本の産業精神」に対応するようなものがありうるのか？

平野は、この国の「靈性」を理解せよと提唱した。日本の天皇の「象徴的意味」のなかに「靈性」を酌みとれ (!) と主張した。この志向性を、今日における産業界に敷衍して考えてみたい。

「靈性の覚醒」という表現は、かつての「神の国」における「日本精神」があたかも、換骨奪胎されたかのようにもちだされている。それは、戦時ファシズム期における「日本産業道」の亡霊的な復活を、婉曲にかつ隠微に意図した〈虚偽のイデオロギー〉なのである。

戦時体制期もそうだったのだが、有事法制はいつでも、軍事効率的に都合のいい「日本産業道」を要求する。戦時版「日本精神」を現段階的な範型に造形しなおす工夫も準備されつつある。最近における日本の政治社会においては、そうした方途を整備する作業が着々とすすめられている。

したがって、瀧川 厚『有事法制とは何か—その史的検証と現段階—』(インパクト出版会、2002年)は、つぎのように批判している。以下は、平野貞夫が強調する「〈靈性の覚醒〉という幻覚症状」を「治療するための議論」である。

戦後における有事法制の研究内容は、これを基底でささえる思想や位置づけの面で、戦前期有事法制との共通事項を多く指摘できる。結局、戦前期有事法制と同質の課題設定を意図したのが、戦後の有事法制研究や有事法案である。そこには、軍事の論理が民主政体への戦後的転換のなかでも、驚くほど貫徹されている。

9) 弓削 達監修、反改憲ネット21編『有事法制—何が問題か?—』明石書店、2002年、13頁。

この国はいまや再び、高度な軍事体制を敷きはじめている。国旗 - 国歌法など数多くの法整備の一連の成立をみると、新たな装いのなかで、きわめて強制的な国民動員制度が構築されようとしている。それが戦前の国民動員制度とまったく同一ではないにしても、敗戦をはさんでもなお、その連続性と同質性に深い憂慮を抱かざるをえない¹⁰⁾。

有事法制の本質は、国土や国民への武力攻撃を想定したものではなく、アジアなかんずく、朝鮮半島や台湾海峡での事態に対応する海外侵略型の有事法制である。東アジアの事態は、アメリカ軍の武力行使を抜きに発生するものではない。だからこそ、武力攻撃事態法には、「アメリカとの密接な協議」とか「アメリカ軍への兵站の提供」とかいった、独立国家の法制には類例をみない対米追随条項が散りばめられている。

有事3法案の想定は「日本有事」ではなく、「朝鮮半島有事」など東アジアの「周辺有事」への対応にある。有事法制が発動されるのは、この国がアメリカ軍に追従・参戦するときである。

そもそも、他国の軍隊への兵站を国民に罰則付きで強制する有事法制をもった国が、よそにあるか？¹¹⁾

a) いま、有事法制で語られている「有事」とは、どこかの国が攻めてくる「有事」ではなく、まさに、アメリカ軍がどこかへ攻めていくことによって生ずる「有事」である。

b) ある日突然北朝鮮が攻めてくるなどということは、日本政府自身もありえないと断言する。日本が攻められるただひとつのばあいは、アメリカ軍の軍事攻撃に積極的に加担した結果、相手国が日本に反撃をして戦争に巻きこまれるものである。日本の有事法制は、そうしたさいに首相を中心に権限を集中し、国会の審議を省略して国民を戦争に動員するためのものである。

c) 北朝鮮はもとよりロシア・韓国・中国など近隣諸国が日本に武力攻撃をしかけてくるような政治的・経済的・軍事的条件は百パーセントない。戦争はすべてなんらかの“利益目的”があってはじめられるはずだが、日本を攻撃 - 占領してみたところで、なんの“利益”も期待できない。しかし、日本の国内で数カ所だけ、「外部からの武力攻撃」の可能性を完全に否定できない場所がある。在日米軍基地である。

・今回の自衛隊法改正案はまちがいでなく、市街戦を想定している。

・私たちの住む街を“戦場”にした市街戦という恐ろしい光景が浮かんでくる¹²⁾。

d) 日本が戦争に巻きこまれる想定は、日本をかこむ環境からみて大規模テロの対象となるか、あるいはゲリラ的侵略や攻撃が考えられるばあいである。だが、アメリカの軍事行動を自衛隊が支援するかたちで戦争に巻きこまれる想定が、可能性としてもっと

10) 瀨織 厚『有事法制とは何か－その史的検証と現段階－』インパクト出版会、2002年、12頁。

11) 自由法曹団編『有事法制とアメリカの戦争』新日本出版社、2003年、32頁、49頁、22頁。

12) 梅田正己『有事法制か、平和憲法か－私たちの意思が問われている－』高文研、2002年、7頁、36頁〔は c)にのみ引用〕。この注12から注13、注14までは、a), b), c), d), e)にまたがり、前後しながら引用している。

も高い。

それは、「周辺事態」に対応して日本の自衛隊がアメリカ軍との共同軍事行動をとり、日本が有事体制になるという想定である。そうした想定を踏まえていない「有事法制」ならば、それは時代遅れの、なにより国民の生命財産を有効に守ることができない無用の長物である¹³⁾。

e) 有事法制はさらに、「自由な国」を軍事「統制国家」に変質させる有害な働きをする。運輸・医療・土木・通信・報道など、戦争に関連するすべての業種の企業や機関が、戦争への協力を求められ、多数の国民がそれに動員される。人だけでなく、自衛隊の「任務遂行」に必要な施設や物資も、自衛隊に管理・使用・収用され、物資の保管命令に違反しただけでも処罰される。これらは、憲法の保障する自由・人権を有名無実の空語にし、軍事的管理国家をつくりあげる。これこそ大変な、異常事態を意味する。

f) 日本の〔政・財・官・軍の〕支配階層が、みずからの支配秩序を永続化したいという欲求が〔有事法制推進の〕隠れた要因：「ホンネの理由」と推定できれば、上記に列記した矛盾は矛盾ではない。なぜなら、対米従属と自衛隊強化〔およびそのための憲法改訂〕は、それなりにホンネ実行のための一貫した政策だからである。しかし、このホンネをむき出しにしたら、国民にそっぽを向かれる。そういう馬鹿なマネはしない。そこで最後に出てくるのは、“国民の安全”〔平安な生活〕にしぼった理由づけである。

g) 一方で、「世界有数の戦力：自衛隊」を「巨額な軍事費：防衛費」で装備しながら、他方で、屈辱的ともいえるべき対米従属をつづけてきた日本政府が“自分の国は自分の手で守る”などと国民に説く。なんとも奇妙でコッケイな自己矛盾である。真に自由・自立の国になるためには、日米軍事「同盟」という〈虚偽のイデオロギー〉で飾られた従属関係からの脱却が必要である¹⁴⁾。

有事法制の基本的な性格をここまで説明してくれば、平野貞夫のとなえる「霊性（＝産霊）の覚醒」が、日本国民〔住民・市民〕に為政者のホンネを覚らせまいとする〈虚偽のイデオロギー〉だったことが理解できる。

かつて、「産霊」に暗示された「日本的な精神」は、日本帝国じたいのための〈虚偽のイデオロギー〉だった。だが、現今において、平野の観念操作をほどこされた「霊性（＝産霊）の覚醒」は、日米軍事同盟「両国」の御用達に変身〔再覚醒！〕したかのように映る。そうだとしたら、前出のごとき「日本人自身内の異論や批判に向けられる攻撃・排斥の表現：〈反日分子〉」というものは、平野の説こうとする〈虚偽のイデオロギー〉にこそ当てはめられるべきである。

5) 有事法制 - 日本精神

弓削 達監修，反改憲ネット21編『有事法制－何が問題か？－』（明石書店，2002年6月）

13) 小池政行『戦争と有事法制』講談社，2004年，d)72-73頁。

14) 憲法再生フォーラム編『有事法制批判』岩波書店，2003年，a)95頁，b)46頁，e)100-101頁，f)114頁，g)113頁。

は、有事法制〔法案〕の狙いをつぎの3点に整理していた¹⁵⁾。

第1は、アメリカのおこなう戦争〔周辺事態、対テロ戦争、対「悪の枢軸」戦争〕に協力するためである。

第2に、第1とセットになる、日本のアメリカ軍協力にともなう日本本土や日本にあるアメリカ軍基地攻撃への対処のためである。

第3に、海外権益を守るための日本自身の海外派兵への対応である。

それゆえ、田中伸尚『さよなら、「国民」－記憶する「死者」の物語－』（一葉社、1998年）は、アメリカ軍の主導で認定される〈周辺事態〉によって、日本はアメリカの世界戦略に組みこまれ、地域紛争への協力といかたちで参戦していくことになる。しかし、自衛隊制服組の狙いは、アメリカをバネにしながら日本軍の地域的行動範囲を拡大する点にある、と分析していた。

田中はさらに、靖国神社が靖国体験のない世代にも戦死者を祀る国の施設として錯覚している人が少なくない現状からすれば、「新ガイドライン体制」のもとで再び、靖国神社の国家護持が出てこないという保証はない。そして、イラクなどに派遣された日本の自衛隊に死者が出れば、天皇－首相の「公式参拝」が再登場する危険性もないとはいえない、とも予想する¹⁶⁾。

2004年6月、日本の自衛隊がイラクの多国籍軍の布陣にくわわった。この出来事は、田中伸尚の分析が的確だったことを証明する。靖国参拝問題については、毎年、小泉純一郎が九段に行くことに異常なまでこだわってきた点に注意したい。

山中 恒『すっきりわかる「靖国神社」問題』（小学館、2003年）は、靖国神社をこう説明する。

かつての戦争の時代、総力戦態勢下ではすべての国民は、靖国の神と同じように天皇と国家のために戦わなければならなかった。靖国精神をもって、戦争を勝ちぬけと国民を追いたて、戦争協力をさせた。靖国神社は単に戦没者を祀るだけではなく、国民の戦意を高揚し、戦争に協力させるための軍事施設として大きな役割をはたした。

結局、敗戦40年にして、靖国神社は戦前の姿をほぼ復活させたといえる。旧陸・海軍省に代わって1宗教法人が業務を担当している点がちがうだけで、今日でも旧陸海軍と国民をむすびつける軍事施設であることにかわりない。

したがって、今日の宗教法人靖国神社は、依然として大日本帝国の英霊を崇敬させるための軍事施設の雰囲気を感じさせる。そのために、戦没者に追悼を捧げ慰霊の祈りを捧げるための施設、平和のために祈りを捧げる場所としてふさわしくない¹⁷⁾。

いまの日本に「現実にある有事法制」が実際に、一定期間適用・発動されるような緊急事態を迎えたとしたら、戦争中の「日本精神的な経営学」、たとえば藤川 洋『転換期に立つ企業経営管理』（富山房、昭和17年10月）に記述されたような方向性が、再現されないと

15) 弓削 達監修、反改憲ネット21編『有事法制－何が問題か？－』16-17頁。

16) 田中伸尚『さよなら、「国民」－記憶する「死者」の物語－』一葉社、1998年、320頁、324頁。

17) 山中 恒『すっきりわかる「靖国神社」問題』小学館、2003年、112頁、113頁。

いう絶対的な保証はない。

経営は、国家社会全体のために、最大の注意を払ひ、苟もこれに逆行するが如き政策の実行は、全然これを排斥すべきは勿論、依然として、経済的合理主義それ自身を遵守することは、在来と同様であるが、全体主義立場に立脚して、事業上生ずる経済の剰余エネルギーは、直ちに、強力国家の建設に参じ、公益優先主義の下に、国家社会の要請に対しては、効果ある種類及び規格に於ける財貨又は役務（サービス）を作出し、これを配給するに当っては、国家社会最高の目的に適合するが如き方法によらねばならぬこと、又対内的には、経営者は合適にして、正常、公正なる利潤を追求するところの事業所有者の委託者以外の何者でもないこと、又合適にして、規則正しい俸給及び賃銀を求めるところの従業員の擁護者である以外何者でもないこと、又正当なる品質と価格における商品の合適にして、規則正しい供給を需めるところの消費者の下僕である以外何者でもないこと等は、経営に於ける統一的意思に対する制約であり、また同時に、経営に於ける統制経済時代に於ける指導原理たるべきものといふことが出来る。

藤川『同書』はさらに、第5章「緒論」「科学的経営管理原理」第1節「新経済体制と指導原理」のなかで、「現代日本の新体制といふことは、我が建国に於て始まったところの、我が国の真の主体である『天皇中心の国民共同体』を原理とする真の体制の実現を、我が国民生活のすべての領域に新たに徹底せしめることである」と主張していた¹⁸⁾。

もっとも、いまの天皇の地位は「日本国の象徴」であり、日帝時代のようにこの国が「神州」とされた「生き神」ではなくなった。だから、その「靈性」をいくらかもちあげたところで、過去にもっていた含意とのあいだにはおのずと、決定的な差異が生じる。とはいえ、平野貞夫のような「歴史の歯車を逆にまわそうとする」発言が絶えないかぎり、「天皇を神聖化」しようとする「感性に対する批判」をおろそかにできない。

なかでも、敗戦から半世紀以上も時が経ったいま、藤川の記述にあった修辞「真の主体」とは、過去から現在までどのような存在と意味をもっていたか、あらためて吟味しておく余地がある。

最近の法治主義をあからさまに無視し、拙速・強引な政治手法による「小泉流の軍事政策：強行路線」をみせつけられた筆者は、戦時中、1944〔昭和19〕年2月25日閣議決定された「決戦非常措置要綱」を思いだした。つぎに、同要綱の「冒頭の文章」と「第15項」の2箇所を引用しておく（傍点は筆者）。

決戦ノ現段階ニ即応シ国民即戦士ノ覚悟ニ徹シ国ヲ挙ゲテ精進刻苦其ノ総力ヲ直接戦力増強ノ一点ニ集中シ当面ノ各緊要施策ヲ急速徹底ヲ図ルノ外先ツ左ノ非常措置ヲ講ズ。

一五「国民運動ノ展開」 皇国隆替ノ岐路ニ際シ挙国必勝ノ信念ニ徹底シ国民総動員体制ヲ強化シ真ニ其ノ総力ヲ竭シテ戦力増強、食糧増産等夫々ノ職域ニ邁進スルト共ニ時局突破ノ為国民生活ヲ徹底的ニ簡素化シ凡ユル忍耐ヲ覚悟スルノ真摯熱烈ナル国民運動ヲ展開ス。

筆者は、1944年2月時点の「決戦非常措置要綱」に記述された「皇国隆替ノ岐路」と、

18) 藤川 洋『転換期に立つ企業経営管理』富山房、昭和17年、53-54頁、99頁。

平野議員が21世紀に表現した「大きな岐路」とのあいだに共通性を感じ得る。この解釈は過敏でも、うがちすぎでもない。

前者「皇国隆替ノ岐路」は、当時大日本帝国が主要敵国：アメリカに対戦するためのものだった。後者「大きな岐路」は、現在のアメリカおよびその軍隊に忠実な「日本の国家」観にかかわり、日本国民に提示されたものである。

両者は、時空を超えた一定の共通要素をふくむとともに、その様が変わりおいては甚だしい異面も呈している。

大東亜〔太平洋〕戦争の開始直前に公刊された、企画院研究会編『国防国家の綱領』（新紀元社、昭和16年11月15日）は、当時の〈急務〉をこう解説していた。

世界史必然の動向を知り、転換期の世界文明の意義を認識することこそ今日の急務であるが、なかならず万邦無比のわが国体の有難さを自覚し、一日も早く明治以来の欧米的影響から離脱することは急務中の急務といはねばならぬ。この根本命題をしっかりと把握せぬかぎり、皇国日本の歴史的使命を理解することは不可能であり、世界日本の建設は期待できない¹⁹⁾。

大東亜戦争中に叫ばれた「皇国隆替ノ岐路」は、決戦のために必要な物資を国民総動員体制で増産するための職域奉公、すなわち「日本精神」を強調した。21世紀の現時点で平野が提唱した「大きな岐路」は、アメリカに常時軍事協力できる日本国の有事体制に不可欠な「日本国民の精神的態度」を要求した。ここで、戦後の「日本国民の精神的態度」が戦中における「日本精神」と同質のものをめざしていないと、確信をもっていうことはできない。

上山春平『大東亜戦争の意味』（中央公論社、昭和39〔1964〕年）は、21世紀にかけても繰り返えされる戦争事態、とりわけ、21世紀のアメリカ帝国による軍事行動を予測したかのような文章を遺している。

それぞれの主権国家が自己の至高権を主張してゆずらぬかぎり、それぞれの利己的偏見をこえる普遍的原理を首尾一貫して維持することは不可能であり、したがって、主権国家が主権国家を裁くことは一つの偏見をもって他の偏見を裁くことであり、要するに「サルの尻笑い」にすぎないということである。とりわけ非論理的なのは、主権国家が他の主権国家を平和に対する罪のゆえに裁くということである。主権国家が自己の至高権を主張するかぎり、二つ以上の主権国家の利害が妥協の余地のない対立に追い込まれるばあいには戦争以外に解決の道はなく、したがって、旧来の主権国家の観念に固執するかぎり、首尾一貫性をもって戦争否定の立場をつらぬくことは不可能だからである²⁰⁾。

おまけにこの国は、21世紀なのに、過去の亡霊が再び頭をもたげ出したかのような雰囲気におおわれている。かつての「日本精神」は、その世界史的意義のうちに絶対的・普遍的な性格を有すると強弁された。だが、戦時体制期の特殊的な性格においてそれが独断的・専横的に強調されたことは、20世紀の歴史が十二分に証明済みである。にもかかわらず、時代錯誤の意識に囚われた国会議員が、その「日本精神」に酷似した日本人の「霊性の覚

19) 企画院研究会編『国防国家の綱領』新紀元社、昭和16年、17頁。

20) 上山春平『大東亜戦争の意味』中央公論社、昭和39年、204頁。

醒」を蒸しかえしている。

「日本精神」の現代版である「靈性の覚醒」は、日本という国の主権国家の至高権〔世界に普遍的であるというその至上・最高性〕を、政治意識面で精神的に定着させようとするものである。とはいえ、敗戦後一貫して維持された日米国際政治間の力関係は、「日本精神：大和魂」を「アメリカ精神：ヤンキー魂」に従属させたものである。敗戦後、アメリカ軍中心の「連合軍総司令部」に下付された〈日本国憲法〉が浸透してきた世の中であるから、旧套の「日本精神」に代えるかたちで「靈性の覚醒」を高唱するに当たっては平野のように、なんとも名状しがたい屈折を漂わせる言説となる。

その意味で平野の発言「靈性の覚醒」は、つぎの2点を正直に表現している。

- a) 「大東亜戦争の経験から私たちが学びとるべき最大の教訓」であるはずだった、「〈閉じられたナショナリズム〉から〈開かれたナショナリズム〉への転換を決意すること」を躊躇した。
- b) 「戦争期の日本のナショナリズムを否定すると同時に、インターナショナリズムの仮面のもとに擬装しているアメリカやソ連のナショナリズムにたいする無批判的な同調」以外、なにも積極的に意志表示できなかつた²¹⁾。

さて、「靈性（の覚醒）」〔戦後〕という観念の原形は既述のように、「産霊（ムスビ）」〔戦前 - 戦中〕に直接求めることができた。

前段に触れた著作、企画院研究会編『国防国家の綱領』昭和16年の記述は、「万邦無比のわが国体の有難さ」という当時多用された修辞も使っていた。戦時体制期に難波田春夫〔東京帝国大学経済学部〕は、「世界に比類なき理想」というような修辞を、日本の皇室に関してつかっていた。平野が今日的に再評価せよといたかつたのも、実に、「世界に希有」な日本の皇室：天皇・天皇制の有難さであった。

日本の皇室は、戦前は「万邦無比」の「世界に比類なき理想」の神族だと称賛され、戦後は「世界に希有」の一族だと、それぞれ位置づけられた。そこには、皇室を崇敬する日本人の気持・日本民族の宗教的精神を、歴史的な質面で意図的に連続させようとする意向がみてとれる。

大日本帝国憲法〔明治憲法〕下、「祭典の古俗」たる神道宗教の精神を、近代政治的に改編して造成させた「神のごとき大帝」思想は、敗戦を境に日本国憲法〔新憲法〕の舞台において「象徴としての人間天皇」に意味変換を余儀なくさせられた。新旧の憲法におけるそれぞれの天皇条項は、「修辞の工夫」によって「解釈の接近」を許容するようなものではない。しかし、現憲法は時代の変遷にともない、天皇条項に「解釈の余地」をつくったり「運用上の裁量」を生んだりした。

そもそも、平野貞夫『昭和天皇の「極秘命令」』2004年は、その書名をみれば即座に理解できるように、昭和天皇がみずから「新憲法：天皇条項」を破る政治行為を記録した史実を、得意げに告白 - 公表する著作である。1946〔昭和21〕年11月3日公布の「日本国憲法」は不完全な点を残す民主的な憲法ではあっても、敗戦後の日本に民主主義政治体制をもたらす最高法規であった。ところが、この憲法において身分を規定された天皇自身がみ

21) 同書、まえがき4頁。

ずから、その規定を無視する政治行為を残していたのである。許しがたい公的な背信行為である。

11月3日はもと「明治節」であり、明治天皇の誕生日を記念した祝日だった。1948〔昭和23〕年に「文化の日」と名づけられ「国民の祝日」に制定された。新憲法は、出立した「日づけ」にまつわる〈歴史的な記憶〉をたどると、旧憲法体制下の残滓を払拭するのではなく、むしろそれを故意にとりいれていた。

十五年戦争の時期に日本社会の公認の秩序は、社会の家父長的家族的構成と天皇崇拝、明治憲法と軍人勅語であったが、敗戦と“民主化”によってそれらが自動的に解消され、舞台から退いて行ったわけではないのである²²⁾。

平野貞夫の潜在意識で天皇・天皇制は、a)「世界に希有」〔→「希有」の字義は「実際にはありえないほど・珍しいもの」、「比類なきもの」〕だから、かぎりなく、b)「万邦無比」に近いものになる。結局、a)とb)の実質は、ほとんどかわりない。

さきに、平野貞夫の抱懐する天皇意識にかかわって、戦前から天皇・天皇制の問題を批判してきた神山茂夫の論及を紹介する。

かくて天皇制国家機構は、国内の政治的反動と一切の封建的残存物の主要支柱であると同時に、一切の搾取階級の現存せる独裁の強固な背骨となっている²³⁾。

つぎに、戦後に天皇・天皇制を研究してきた、武田清子『天皇制思想と教育』（明治図書出版、1964年）は、こういう分析を提示している。

天皇制的思想、言いかえれば、人々の心の中にある天皇制が今日もなお日本人の思想の問題として重要な問題を持っている。

時には人々の存在の基礎とも考えられ、生存を支えるもの、生きがいともなってきた。

そうした意味での天皇制思想（意識）が、天皇を統治権を持つ元首とする政治制度の復活、あるいは、古い忠君愛国的な国家主義的「愛国心」の復活（今日、道德教育のいろいろの主張や資料などにおいて唱導される「愛国心」のある面が特に強調されれば復活の可能性あり）を支える力として再び動員される危険なしと言える保証は、どこにもない²⁴⁾。

以上神山茂夫と武田清子による記述は、戦前〔戦中〕および戦後における〈天皇制の特徴〉を表現していた。現時点では、神山茂夫の修辞：「国内の政治的反動」、「搾取階級」などは、「執権党」〔2004～2007年時点、自民党と公明党の連立政権〕、「支配階層」〔その代表的な財界組織は日本経団連〕などに読みかえておけばよい。

昨今における日本のナショナリズムは、上山春平が指摘した「〈閉じられたナショナリズム〉から〈開かれたナショナリズム〉への転換を決意すること」を躊躇してきた。そのため、今後においてとるべき方向性を定座できないまま、ナショナリズムの意識のありかたを錯綜・混濁させている。

22) 阪東 宏『日本のユダヤ人政策－1931-1945－外交史料館文書「ユダヤ人問題」から－』未来社、2002年、324頁。

23) 神山茂夫、津田通夫編・解説『天皇制に関する理論的諸問題』こぶし書房、2003年、191頁。

24) 武田清子『天皇制思想と教育』明治図書出版、1964年、200頁。

従来の〈歴史的ナショナリズム〉は、国民統合の根拠を歴史的伝統〔多くは新たに再編・創造された〕に求めてきた。その伝統の象徴が天皇であるかぎり、天皇制が核心となる。それに対して〈領域的ナショナリズム〉は、グローバル化に対抗するさいに引きあいに出される〈国益〉概念に根拠をおく空間的・領域主義的性格のものである。

両ナショナリズムのちがいは、反米的で近代の超克をとなえる〈国粋主義的なナショナリズム〉と、〈現実主義的な親米ナショナリズム〉とのちがいに対応する。このふたつのナショナリズムは複雑に関係しており、明確に分離することは困難である。だが、実践的には区別することが重要である。

現在の自民党の中心とした保守支配層のイデオロギーは明らかに、〈領域的ナショナリズム〉である。注意すべきは、彼らがすすめるグローバル化が、〈歴史的ナショナリズム〉の呼び水になる危険があるという点である²⁵⁾。

以上の議論は、「戦前型の〈歴史的ナショナリズム〉〈国粋主義的なナショナリズム〉」に「戦後型の〈領域的ナショナリズム〉〈現実主義的な親米ナショナリズム〉」を対比させると同時に、その相互の複雑な関係が「実践的には区別」して認識されるべきことを強調している。

筆者が平野貞夫の発言「霊性の覚醒」を批判したのは、「戦前・戦中の日本的な感性」を、無反省に「戦後の状況のなかに向かって放った」さいに生じる問題点であった。既述のとおり、平野の論旨に不回避の困難は、

- イ) 「即自性〔それじたい性：自明性、没論理性〕」
- ロ) 「曖昧性」
- ハ) 「独善性」

に表出していた。

「霊性の覚醒」というものは、平野自身もうまく表現しえない〈日本人的な感性〉に由来する、元来「明確に分離できない」「複雑な関係」を包蔵している。多分、平野がそうした困難に無自覚的でいられるのは、潜在意識層に隠れている〈なにものか〉のせいなのである。だが、そうであってもなお、「実践的には」その「複雑な関係」を「区別すること」を要請されている。

筆者はさらに、その「複雑な関係」を客観的に認識しなければならない。

戦後の日本社会における天皇・天皇制の存在意義は、確実に変質してきた。かつて、日本帝国主義軍事体制においては、政治理念的に最高・至上の絶対的な存在だった「生き神・現御神（あきつみかみ）」が、いまでは、経済大国を成就させた日本国の国民的象徴となって定着したかのようなのである。時代はすでに、天皇・天皇制のありかたに関して《先祖返り・隔世遺伝》など〔とはいっても、ここではせいぜい明治中期までの意味しかないのだが〕、許さない段階まで進展した。

天皇は戦時の政治的軍事的な主権者から平和日本の象徴に転化した。しかし同時に、天皇は国民の意識下の「帝国」の象徴でもあった。戦時の大日本帝国と戦後の小日本国と

25) 碓井敏正『グローバル・ガバナンスの時代へーナショナリズムを超えてー』大月書店、2004年、83頁。

の連続と断絶とが共に天皇によって表現された。その意味において、天皇は「国民統合の象徴」であった²⁶⁾。

この国は、大東亜〔太平洋〕戦争の結果、無条件降伏という〈敗戦体験〉をした。けれども、その後も不幸中の幸いか、近代天皇制〔本当は近代的に再編成した封建的王制〕は残続することになった。そのためか、戦前 - 戦中体制をいまもむやみに懐かしがる〈国民意識〉：〈感傷的な半封建の精神〉のしがらみを、止揚できないでいる。

また、敗戦後占領軍に押しつけられたともいわれる画期的な平和憲法、民主主義の政治理念はその立場を徹底させえず、形骸化が図られてきた。とりわけ、日米安保条約の存在が戦後史に与えた政治外交上の効果もみのがせない。旧体制の温存・復活を願う勢力もなお反動的に影響力を発揮し、この国の破壊的創造は中途半端に終わっていた。

昭和12〔1937〕年5月、文部省編纂になる『国体の本義』が、民主主義と自由主義の基本である個人主義を排撃し、皇国史観を強化するために刊行されていた。

中村 稔『私の昭和史』（青土社、2004年）は、戦時体制期に小学校と中学校時代を過ごした少年の眼にも荒唐無稽にみえた『国体の本義』、つまり、その「外国に類例をみない」「我が国体の真義」の「尊厳なる所以」は、「尊厳無比なる^(ママ)神勅と皇孫」、「三種の神器」、「天壤無窮・万世一系の皇位」などにおいて闡明できると主張された軍国主義（国家イデオロギー）を、こう批判する。

いかに荒唐無稽な言説であっても、繰り返されし強圧的に叩きこまれると、いつかみずからの思想として血肉化し、大多数の意見となり、時代を支配することとなる。これを時勢というとするれば、現在でも私たちにとって恐怖の対象たりうるのである。そのことは、象徴天皇制についても同じではないのか²⁷⁾。

民主主義時代の現憲法においてさえなぜか、象徴天皇の規定には民主主義的手続とは無縁な超越性が、暗黙の前提として隠されている。

天皇はもう「現御神」ではないと詭弁を弄しつつも、天皇は特別の存在すなわち「現御神」だからこそ、「選挙」という民主主義社会の大原則から外れて、「この地位は、主権の存する日本国民の総意にもとづく」というふうに、あたかもそれじたいも神のことばであるかのような条文によって、その地位を守られているのである²⁸⁾。

『国体の本義』が説いたような神国思想は、もはやうけ入れられまい。それでも、なぜ天皇が国民統合の象徴であるか、象徴天皇制がなぜ尊厳性をもつか。これも超論理的な原理である。恐怖を感じる²⁹⁾。

昭和19年7月に刊行された和辻哲郎『日本の臣道 アメリカの国民性』は、日本神国思想の超越的な立場を、こう解説していたことを思い出しておきたい。すでに、分割的に引照した文章だが、ここではもう一度一括的に引用してみたい。

天照大御神は、究極の神ではなく途中の神でありながら、その故に反って絶対的なる

26) 三谷太一郎『近代日本の戦争と政治』岩波書店、1997年、75頁。〔 〕内補足は筆者注記。

27) 中村 稔『私の昭和史』青土社、2004年、131-132頁。

28) 工藤 隆『日本・神話と歌の国家』勉誠出版、2003年、235頁、46頁。

29) 中村『私の昭和史』132頁。

ものを、排他的にでなく即ち真に絶対的に表現するのであります。この点が天皇の現御神にまします所以と密接に連関致して居ります。……尊皇の……立場は絶対者を国家に具現せしめる点に於て所謂世界宗教よりも遥に具体的であり、絶対者を特定の神としない点に於て所謂世界宗教よりも一段高い立場に立つのであります³⁰⁾。

結局、平野貞夫の発言「靈性の覚醒」は、韜晦の暗闇に流しこんだような模糊とした説明しかできていなかった。それは、高邁深遠な観念であるかのように気どってはいるが、本当のところ、過去の亡霊的な「神国」概念を払拭できていない。平野はそれゆえ、説明不如意な自説「疑似宗教的な〈原始的イデオロギー〉」を、象徴天皇制のなかに定座させ、権威づけようと試みていたことになる。

「靈性の覚醒」をとらえる平野も実は、「旧式の“愛国心”を叫ぶときに、どこか後ろめたい思いを抱えている。しかし、“愛国心”に関する、敗戦後の新たな語り方は知らない³¹⁾政治家の1人であった。

それゆえ、旧式の愛国心〔＝日本精神〕にもどりたいたのだが、いまさらもどるわけにもいかず、かといって、新しい愛国心もまだ描ききれない平野は、超論理的というよりも没論理的ととらえたほうがよいような、換言するなら、雲をつかむような現行天皇制にかかわる愛国心のありかたを、「靈性の覚醒」なる表現をもって披露したのである。その意味では、「覚醒」というにはほどとおい、茫漠とした「靈性」の話しか語っていない。

「靈性の覚醒」はそのように、鶴的であるがゆえ同時に、反動的たらざるをえない提唱である。にもかかわらず、今日の日本はいまなお、なぜかそのような亡霊的な国家イデオロギーの徘徊に寛容である。

かなりのベテラン観察者が日本の国際行動を1930年代のそれと比較し始めている。

軍事的要因のない点が〔もっともこの点は完全に様が変わりした〕今日の本質的な相違であるが、他の多くは〔19〕30年代と同じである。情勢に対する冷静で合理的な分析評価の欠如からくる「背伸びし過ぎ」の危険、日本の安全保障であるはずの国際的取決めへの不信、不必要に敵を作ること、そして国家主義的右翼の少なからぬ跋扈などである³²⁾。

思えば、「象徴天皇制に関する憲法第1章と戦争放棄の第2章とが、制憲当時の力関係の中での現実計算において、いわば表裏の相関をなしていたのは、一つの歴史的アイロニーにほかならない」ものだった³³⁾。

けれども、21世紀の現在は、天皇も代替わりした時代になり、そのアイロニーに固有の意味は存在意義をうしなった。そのアイロニーを感じとる余地もなくなった現代天皇制のなかから、なおも神政的含意：「靈性の覚醒」を強引に読みとろうとする平野貞夫は、裕仁天皇による憲法違反も棚上げしたご都合主義の解釈をおこなっていた。

30) 和辻哲郎『日本の臣道 アメリカの国民性』筑摩書房、昭和19年、24-25頁。

31) 工藤『日本・神話と歌の国家』35頁。

32) カレル・ヴァン・ウォルフレン、篠原 勝訳、大久保慶の／カーティス・エバハード 翻訳協力『日本／権力構造の謎 下』早川書房、1990年、330頁。〔 〕内補足は筆者。

33) 小林直樹『憲法第九条』岩波書店、1982年、35頁。

第7章 日本12歳，アメリカ45歳

筆者は、『昭和史』（平凡社，2004年）を公刊していた半藤一利の，新聞「投稿」を読んだ。半藤『昭和史』のくわしい内容は同書にゆずるが，その寄稿のほうは，こういう論旨であった¹⁾。

- a) 昭和6〔1931〕年，満州事変が勃発したとき，国民の大多数は支持者ではなかった。指導層すらが反対の意を表明した。だが，「出てしまったものはしかたない」という時の首相の一言もあり，マスコミの太鼓叩きもあって，「不拡大方針」は吹っ飛んでしまう。

現実がそこまできた以上，もはや原則論や理想論は空しい，と世論は妥協そして拡大支持のほうへと走っていく。そして上海事件，日中戦争と出先でつくられる既成事実が重ねられ，「五族協和」「東洋平和」の標語のもと，対米英戦争へ坂道を転がっていった。

満蒙の危機が叫ばれだして満州事変まで，複雑な論議を重ねながら12～13年の経過があった。いま，自衛隊のイラク出兵は「人道支援」「復興支援」の名目で，そのまま多国籍軍の一員となるまでに進展した。

- b) 考えてみると，PKO協力が成立し，日本の自衛隊がカンボジアへといったのが1992年。あれから12年にして，自衛隊は正真正銘のイラク占領軍の一角を占める。違憲に目をつむっている点もふくめて，話の平仄が合いすぎていて，書いていても妙な気分になってくる。

さらには，有事関連諸法もろくな議論のないまま国会を通過した。結果として，軍事がこれから政治の表舞台に顔を出してくる。これも満州事変後と同じである。とくに，改憲論がいつそうかまびすしくなろう。そうしないと辻褄が合わないからである。

- c) 半藤はつづけて，有事関連諸法からつぎの2法に言及する。

◎「国民保護法」 有事関連諸法の中核であるが「国民の協力」とはなにごとか。国家の防衛は全国民の「基本的な義務」だろうに，憲法には国民の国防義務については片言隻句も触れられていない。

◎「武力攻撃事態対処法」 敵の攻撃にさいして，国民の自由と権利の制限をいちおう認めているが，あくまで憲法の枠内でと定めている。これでは制限などないにひとしい。真の国家緊急事態に対処できない。

- d) 半藤はさらに，歴史の教訓を念頭におき，こう警告する。

後になれば，あのときわかっていたら，と千載の悔いを悔いなければならないような，歴史の分岐点にわれわれは立っている。日本の明日がどういう国になるのか，それはわからない。歴史はそこまでサービスしてくれないから。

たしかヘーゲルの言葉であったかのように記憶するが，「人が歴史から学ぶ最大の教

1) 『朝日新聞』2004年6月23日夕刊「文化欄」，半藤一利「事変までとの符合，妙な気分－歴史の分岐点に立って」。

訓は、人は決して歴史から学ばないということだ」という。歴史を賢く学ぶことは、言うは易くまことに難しい。

日露戦争当時の外務大臣の小村寿太郎の言葉が頭に浮かんだ。日本人はぐずぐず文句を言ったりソッポを向いたりしていても、鉄砲を一発ぶつばなすと、みんな黙ってついてくる、という言葉なんだが。歴史は、われら日本人が愛国的熱狂でカーッとなりやすい民族であることを、まことによく証明してくれている。そう思うと背筋に冷たいものが走る。

e) 半藤は最後に、日本の若者たちに苦言を呈する。

「いま君たちは日本の明日のためいちばん大事な時代を生きているのであり、それゆえに国がやっていることのノーであれイエスであれ、その意思を表明すべきときなんだある」。

さて、現時点で在日米軍の任務は、アジア - 太平洋地域におけるアメリカの覇権の維持、権益の擁護、そしてこの地域の警察官であることにある。米ソ冷戦時代の第1の対象は極東ソ連だったが、現在では北朝鮮はむろんだが、それに劣らぬ軍事的な警戒心を中国に対してもっている。湾岸戦争以来のアフガン爆撃・イラク戦争などで、在日米軍基地が出撃 - 中継 - 補給拠点になった実態は、アメリカ軍が「日本を守る」ために駐留しているのではなく、米軍基地を世界戦略の出撃拠点にしている事実を、あらためて浮き彫りにした²⁾。

米軍は「極東の範囲」に拘束されずに、自由に基地を使用したいと思うであろうし、事実そのようにしてきた。〔19〕91年の湾岸戦争以来、三沢基地や嘉手納基地の米空軍F-16戦闘機やF-15戦闘機がイラク南部飛行禁止空域監視活動に輪番制で派遣され、しばしば空爆を加えてきたが、日本政府はこれを黙認した。

在日米軍が「日本防衛」のためにあると思うほうが誤解なのであって、日米安保条約も在日米軍を拘束するものではないという意見もある。いずれにしても、在日米軍が「極東の範囲」に縛られずに活動していることは厳然たる事実である³⁾。

中長期的には、現在の北朝鮮に代わって、急速な経済成長を続ける中国の存在感が軍事的にも大きくなり、それにともなって台湾海峡や東シナ海、南シナ海での軍事的な緊張が高まる可能性が大きい。これに対応して、太平洋軍の重点も現在の朝鮮半島よりも南にシフトしていくことになるだろう⁴⁾。

1) 思いやり予算

日本政府は、在日米軍に気前よく「思いやり予算」を差しだしている。

歳出基準でみると、2004年度は2441億円。過去10年間はすべて2500億円以上、1995・1996・1997・1999・2000の各年度は2700億円を超えていた。

2) 山根隆志・石川 巖『イラク戦争の出撃拠点－在日米軍と「思いやり予算」の検証－』新日本出版社、2003年、94-95頁、160頁。

3) 『日本の論点』編集部編『常識「日本の安全保障」』文藝春秋、平成15年、106頁。〔 〕内補足は筆者。

4) 米軍特別取材班編『アメリカ太平洋軍の新戦略』アリアドネ企画、2004年、33-34頁。

当初はアメリカ軍基地に働く日本人従業員の給与の一部負担だけだったものが、しだいに拡大され、現在はアメリカ軍の駐留経費の7割を負担している。アメリカからみれば、本国に基地をおくよりも経費がかからないくらいなのである。アメリカにとって戦略上の利点にくわえて、これだけの経済的特典があるとすれば、在日米軍基地の縮小をけっして望むわけがないのである⁵⁾。

日本政府が在日米軍基地への「受入国支援」として資金負担している国家予算は、実はそれだけではない。

「思いやり予算」と称される前段の「在日米軍駐留経費負担」に、日本政府が在日アメリカ軍に関連して負担する「防衛施設庁分」、「予算化される経費」、「予算化されない経費」をくわえると、在日米軍駐留関連経費総計は1995～2002年の各年度においてそれぞれ6200～6700億円にもなる⁶⁾。

日本は、半世紀以上もアメリカ軍に基地を提供し、冷戦後の10年間だけでも総額6兆円ものアメリカ軍駐留経費を負担している。アメリカに協力することと国際協調とが必ずしも同義語ではないことは明らかである⁷⁾。

沖縄を初めとした在日米軍基地は、安保条約がある限り永久に存続させなければならないのか。思いやり予算という形で、日本の国民にさえ与えられていない厚遇を米国兵士に今後も与え続けていく必要があるのか——こういった基本的な疑問を、原点に戻って考えてほしいのである⁸⁾。

今日なお130カ所以上の米軍基地が、全国各地に置かれ、日本の主権を侵害し、国民に被害を強いている⁹⁾。

ちなみに2004年度「中小企業対策費」は1738億円だった。

そもそも、外国に軍事基地をもつことじたいが植民地的行為である。それでも、外国にどうしても軍事基地をおく必要があるばあいには、ドイツのような条件〔ドイツ当局の立入検査権〕が当然のありかたである。それにくらべて日米地位協定は、植民地支配軍の駐留とかわりない。だから、在日アメリカ軍基地は、日本の法律もアメリカの法律も適用されない、今日の時代には考えられないような〈無法地帯〉なのである。

第2次大戦の敗戦国でもドイツは、かつてドイツに侵略されたフランス - オランダ - ベルギーなどがドイツの再軍備を警戒したために、結局、NATOという枠のなかでの再軍備となって、この構造がいまもつづいている。日本のばあいは、かつて日本が侵略した諸国をアメリカが反共戦略によって抑えこみ、日本をアメリカ一国支配下において占領を安保条約として継続させたために、ドイツではみられないような植民地的関係がつづいてい

5) 前掲、『常識「日本の安全保障」』104頁。

6) 小泉親司『日米軍事同盟史研究－密約と虚構の五〇年－』新日本出版社、2002年、340-341頁参照。

7) 寺島実郎『脅威のアメリカ 希望のアメリカ』岩波書店、2003年、154頁。

8) 天木直人『さらば外務省－私は小泉首相と売国官僚を許さない－』講談社、2003年、223頁。

9) 小泉『日米軍事同盟史研究』39頁。

るのである¹⁰⁾。

「植民地型」の……軍隊受入国は、自国の利益とは関係ないことがわかっていながら、軍隊を受け入れざるを得ない。受入国にたいして支配的な影響力をもつ軍隊派遣国が、みずからの利益を確保するという至上命題のために、受入国にたいして軍隊の駐留を強制するのである¹¹⁾。

1998年正月早々、首都東京の横田基地、神奈川県厚木基地、山口県の岩国基地、青森県の三沢基地で突然強行された夜間離発着訓練（NLP）は、自治体とのとりきめで事前通告とされていたにもかかわらず、無通告でおこなわれた。しかも、深夜12時近くまでつづけられ、離発着回数はどの基地でも過去最高を記録する異常さであった。周辺住民からは深刻な騒音被害の苦情が殺到した。

三沢市長が2000年9月21日の市議会で、「日本をまるで植民地扱いしているのではないかと思うほど」と答弁したように、日本をアメリカの植民地とするに匹敵した無法なものであった¹²⁾。

日本政府は有事法制をつくった。だが、そのまえに、日本の領土内で外国軍の「主権的行為」がおこなわれている現在の日本こそが「有事」なのではないか？¹³⁾ 日本国は、アメリカとの軍事同盟関係でみたばあい明らかに、「植民地」的隷属関係におかれている。

日本の有事はなんども言及したように、アメリカ軍がらみでしか起こりえない。しかし、日本政府は、アメリカ・ブッシュ政権の「対テロ戦争」や「対『悪の枢軸』戦争」に協力するために有事法の法整備を急いだ。ここまでアメリカに、なんでもいうとおりに気前よく協力すること承認しようとしているのは、〔したたかなヨーロッパ諸国に比して〕日本くらいなものである¹⁴⁾。

2) 日米の経済関係

それだけではない。

日本政府は、外貨準備のうちその大部分、8割以上はアメリカ国債で保有するとみられている。日銀の市場介入をつうじてアメリカ国債を日本政府が買うというのは、日本政府がアメリカ政府にカネを貸すのと同じである。日銀は、円高で輸出企業が困らないように政府の命令でドル債を買っているとするが、その経済効果はアメリカ政府に対する使途を

10) 伊藤成彦『物語日本国憲法第九条－戦争と軍隊のない世界へ－』影書房、2001年、214頁、188-189頁。

敗戦後における昭和天皇の「安保秘密メッセージ」問題、つまり、裕仁が自分の命乞いを計り、現状のような在日米軍駐留体制作りための歴史的条件を提供した〈敗戦後史〉には、ここでは触れない。その事情についてくわしくは、伊藤、同書、第7章「冷戦・反共主義と憲法第9条の空洞化」参照。

11) 松竹伸幸『「基地国家・日本」の形成と展開』新日本出版社、2000年、32頁。

12) 小泉『日米軍事同盟史研究』367頁。

13) 伊藤成彦『9.11事件以後の世界と日本』御茶の水書房、2003年、141頁。

14) 弓削 達監修、反改憲ネット21編『有事法制－何が問題か？－』明石書店、2002年、18頁。

定めない融資になる。輸出企業を守るために日本政府が使ったおカネが、イラク戦争の費用でふくらんだアメリカの財政赤字の穴埋めに使われている¹⁵⁾。

グローバリゼーションは「アメリカが世界化する過程」である。市場の完全開放を求める巨大メディア資本や情報産業、金融資本の利益を背景にする「ネオコン」、すなわち「ネオ・リベラル」は一見、アメリカの保守的ナショナリズムとむすびついているようにみえる。だが、「ネオコン」の本質は革新的であり、アメリカの軍事力を背景にした国際的な影響力や支配力の行使にむすびついている。やがてはアメリカによる世界政府の樹立という隠された命題まで浮かび上がってくる。イラクの戦後を考えると、あながちこれが空想物語とはいえない¹⁶⁾。

「同盟国である日本の最大の役割」は、「いま」「急速に世界から孤立し、友人を失いつつある」「超大国のアメリカが偉大な国でありつづけるように説得すること」ではないか¹⁷⁾。

しかし、日本〔政府〕の対米姿勢は現在もなお、政治面のみならず経済面においても属国的な関係に甘んじている。最近まで日本は、いままでせっせと稼いで溜めこんできたもろもろの剰余を、自国の繁栄のために活用できず、アメリカに貢ぐかのように都合してきている。

- a) 海外の国々が保有するアメリカ国債の総額は、2004年3月末時点で1兆7千億ドル（約187兆円）で、2001年末の1兆401億ドル（約114兆4千億円）から27カ月で6599億ドル（約72兆5千9百億円）も増えている。

そのうち日本は、2004年3月末時点で、6398億ドル（約70兆3780億円）と、外国が保有するアメリカ国債の実に37.6%を占めており、2位のイギリス；1538億ドル、3位の中国；1484億ドルを大きく引きはなしている。アメリカの好景気が、日本がアメリカ国債を買うことで流入するマネーによってささえられているのは、もはや常識である。

- b) 日本がそれだけ巨額のアメリカ国債を買う資金がどこから出ているか。

それらの資金は、「日本政府が史上空前の市場介入をおこなった」結果、積みあがった外貨準備高（ドル）なのである。日本がこの莫大なドルを用いてアメリカ国債を購入することによって、アメリカは巨額の経常赤字を穴埋めすることができるのである。

- c) 巨額の資金が日本からアメリカに流出している以上、日本国内の景気がよくなるわけがない。かりに円高になったばあい、巨額の為替差損が発生するリスクも生じる。いずれにせよ、巨額のドル買い・円売り介入が限界に近づきつつある今日、早晩日本からアメリカへの資金流入も細る可能性が高く、アメリカ経済の行方もけっして磐石

15) 福島清彦『アメリカのグローバル化戦略』講談社、2003年、173-174頁。

16) 柴山哲也『戦争報道とアメリカ』PHP研究所、2003年、207頁。

17) 同書、225頁。

とはいえない¹⁸⁾。

つまり、「日本政府」は、「なにがあってもアメリカへの資金のパイプを太くするために一生懸命、超金融緩和政策をとりつづけている」¹⁹⁾。

3) 泥棒国家の完成

ベンジャミン・フルフォード〔「フォーブス」誌東京支局長〕『泥棒国家の完成』（光文社、2004年）は、現在の日本をこう批判する。

日本が自分ではなにも変えられないうちに、「日本抜きアジア」は、さらに進もうとしている。小泉泥棒政権への批判として、よく「アメリカべったり」「小泉はブッシュの忠犬」*Bush's puppy* などと批判されるが、じつは、そんなことを続けていても日本はなんら得することはない²⁰⁾。

日本を批判するフルフォードはさらに、小泉純一郎首相の靖国神社参拝も批判する。

靖国神社参拝などで、反日感情をあおる小泉は、こうした日本企業の足を引っ張り、いたずらに日本国民を貧しくさせているとしか思えない。スポーツビジネスにかぎらず、日本の中国進出ビジネスの足を引っ張っているのは、ほかならぬ日本政府なのである。小泉の靖国神社参拝をもっとも歓迎しているのは、いま中国に進出している世界の大企業たちなのだ²¹⁾。

靖国神社は国家神道ないし皇国イデオロギーの総本山であり、あるいはそのイデオロギーを象徴する。だから、靖国神社への総理大臣の参拝は国際問題になる。そして、たしかに靖国神社は依然として、国家神道ないし皇国イデオロギーの強い影響下にある²²⁾。

◎「天皇制問題」……明治以降の天皇信仰を起源にもちだすのは危うい議論であり、留保を付けておく余地がある。つまり、民衆・常民の基層信仰としての、生き神とか来訪神をめぐる信仰があったけれども、それが天皇を生き神として祀る、現人神として祀る信仰に組織されてゆく段階というのは、近代天皇制の作為が強力に挿入されてからのことと考えられる〔吉本隆明・赤坂憲雄〕²³⁾。

◎「政治体制」……1960年の安保改定より百倍も2百倍もアメリカの軍事戦略に深く組みこまれている。いまこの国は大変な状況である。日米の新しい防衛協力指針〔ガイドライン〕しかり、周辺事態法しかり、盗聴しかり、改正住民基本台帳法しかり、憲法改定の動きも本格化している。有事法制も公然と語られている。戦争可能な体制への国家正義が

18) 小泉俊明「数字が証明する政権3年の『嘘と無為無策』」『月刊現代』2004年8月、102-103頁。

19) 大門実紀史『「属国ニッポン」経済版－アメリカン・グローバリズムと日本－』新日本出版社、2003年、64頁。

20) ベンジャミン・フルフォード『泥棒国家の完成』光文社、2004年、192頁。

21) 同書、194頁。

22) 高際弘夫『日本人にとって和とはなにか』商学研究社、昭和62年、185頁。

23) 吉本隆明・赤坂憲雄『天皇制の基層』講談社、2003年、87頁。

急速度におこなわれている〔辺見 庸。1999～2001年〕²⁴⁾。

◎「国家財政」……「私たちは十円の無駄遣いもしまいと頑張っているのに、国の借金は、すでに6百兆円です。返済のあてもない借金をさらに積み重ねていけば、そのうち必ず、国は滅び、日本はどこかの植民地と化してしまいます」〔中村敦夫〕²⁵⁾。

国際経営コンサルタントの太田晴雄は、日本の国家財政の実情をこう解説する。

日本国政府の債務は2004年3月末において、国債の発行残高だけで560兆円になり、これに長短借入70兆円以上、政府保証債70兆円をくわえると公的債務は700兆円に接近する。これに、すでに220兆円に達した地方自治体の債務を合わせた合計額は、920兆円になる。

1年後の2005年3月はどうなるか。国債発行残高は恐らく600兆円を突破し、長短借入金100兆円、政府保証債を70兆円に抑えこんだとしても、770兆円になる。これに地方自治体の債務を230兆円くわえると1000兆円を超えることになる。

あと1年か2年後〔2005年か2006年〕には、政府の公的債務・地方自治体の債務の合計額は、2003年3月末で国民全体の個人金融資産額は1370兆円くらいだったから、それと肩を並べるかあるいはそれを超えるということである²⁶⁾。

以上の推算は、第3セクターや特殊法人へ出資金〔隠れ借金〕をふくめていない。急激に借金が増えだしたのは、1995～2001年の7年間であった。日本国の財政は、未曾有の状況にある。

- ・「たしかに日本の財政もすでに破綻状態といえる段階に来ている」。
- ・「まさに前人未踏の領域に足を踏み入れている」。
- ・「G7のなかではダントツだ」。
- ・「発展途上国のほうがまだましだ」。
- ・「世界一の外貨準備高、対外純資産、貿易黒字や経常黒字といった裏づけがなければとっくにデフォルトを起こしている、という主張も納得できる」²⁷⁾。

◎「産業社会」……「日本型企业社会」は政府・財界によって「豊かな社会」だと宣伝されてきた。一時、そのように国民にみなされもした。しかし、それは根拠のない、結局“神話”であった〔牧野富夫〕²⁸⁾。

21世紀のいま明らかになっている世界像は、「未曾有に強い軍事力を使って、米国が思いのままに、気に入らない外国の政権を次々と打倒するとすれば、それは19世紀後半から20世紀前半までの、強国によるアジア・アフリカ・中南米に対する帝国主義政策の再開にほかならない」²⁹⁾。

アメリカの国益の前には日本の主権も人道も人権もない。結局、日本列島はその活力

24) 辺見 庸『単独発言－私はブッシュの敵である－』角川書店、平成15年、229頁。

25) 中村敦夫『この国の八百長を見つけたら』光文社、1999年、184頁。

26) 太田晴雄『[新円切替と預金封鎖] 国民資産収奪計画が始まった』徳間書店、2004年、10-11頁参照。

27) 岩崎博充『「格付け」市場を読む』光文社、2004年、223頁、225頁。

28) 牧野富夫『日本型企业社会の神話』新日本出版社、1993年、202頁。

29) 同書、39-40頁。

を挙げてアメリカの「影武者」で尽き果てるのである。憂国の自虐史観どころか、売国の憂事で、これが悲劇でなくて何であろう。

〔2002年〕4月の小泉首相の靖国神社への抜き打ち参拝も、2月来日のブッシュに急で立てられた結果の有事法制制定への先制攻撃だった。だから各国から沸き上がった抗議も戦犯合祀だけではなく、靖国神社が過去日本の侵略戦争の意志結集と戦勝祈願の殿堂であり、その参拝だからである。首相の戦没者追悼の強調は明らかに「鎧の上の衣」である。が日本国民は気付かない？ 今度の抗議にはその思考停止の現象に陥っている国民の現状にたいする警鐘でもある³⁰⁾。

— この国は、アメリカ一國覇権「帝国主義」の維持・遂行を、実質で強力で支持しているながら、そして、「アメリカ経済は日本の存在なくしては成立し得ないほど、日本のお金に頼っている」のに、「そんなアメリカを“宗主国”と仰ぎ、わき目もふらずに従っているのが“属国”日本なのである」³¹⁾。しかも、その国：アメリカに対してこの国が「まともにももの申す国」になれないのは、なぜか？

「日米の同盟関係がアメリカにとってのアジア軍事戦略の中核であることを強調したいのであれば、日本はもっと国家戦略的な主体性ならびに国際展望的な視座をもって、アメリカに対接しなければならない。「すなわち、このままアメリカ（従属）の『被軍事保護国家』としての道を歩みつづけるか、それともアメリカとの同盟関係の中で応分の役割を果たしていく、いわゆる本来あるべき『普通の国』となるか、ということである」³²⁾。

敗戦後、GHQ最高司令官ダグラス・マッカーサーは、こういった。現代文明の基準からみれば、アメリカ人45歳に成長したのに比べて、日本人はまだ12歳の少年のようである。学びの段階にある日本人は、新しいモデル・新しい^{アイデア}考えを受け入れられる。アメリカは、基本的な概念を日本人に植えつけられる。日本人は、原点に立って新しい概念を受け入れるだけの素質に恵まれている³³⁾。

マッカーサーはもしかすると、敗戦後の経過のなかで自分に対する裕仁天皇の服従・恭順の姿勢をみて、上述のように日本人全般の印象を語ったのかもしれない。21世紀、明仁天皇の時代になっても日米関係は、いまだ「アメリカ45歳：日本12歳」という（親分・子分の間柄）を堅持しているかのように映る。しかし、12歳の少年日本が45歳の壮年アメリカに「思いやり予算」を都合しつづける軍事同盟関係は、尋常ではない。

日本は米国にとって最も従順で便宜至極な国になった観がある。半面、日本の主権性は著しく後退し、憲法9条の空洞化も極限に達しつつある³⁴⁾。

30) 弓削 達監修、反改憲ネット21編『有事法制－何が問題か？－』117頁。

31) カレル・V・ウォルフレン『アメリカからの「独立」が日本人を幸福にする』実業之日本社、2003年、63頁、144頁。

32) 三根生久大『日本の敗北－アメリカ対日戦略100年の深謀－』徳間書店、2002年、269頁、229-230頁。

33) 小島祥一『なぜ日本の政治経済は混迷するのか』岩波書店、2007年、171頁参照。

34) 『朝日新聞』2004年8月4日朝刊「私の視点」欄、小林直樹「米高官発言－誤った内政干渉に反論する」。

【未完, つづく】

【英文題名: Title】

The Japanese Scientific Way of Guiding Management Improvement in Wartime Regulations ; ANDO Yaichi and the History of Management Thought of Japan's Factory Management [4]

BAE Boo - Gil

【英文要旨: Abstract】

This treatise discusses the Japanese scientific way of guiding management improvement, as the history of management thought of Japan's factory management. Especially, Author focuses on critical consideration involving the consulting principle of a management improvement doctrine during wartime. The history of Japanese way of scientific factory management demonstrated "Japanese spirit" which had acted on impulse in Japanese business world.

Management consultant having called it the "efficiency engineer" contributed much to the progress of industrial administration. We can find the name "ANDO Yaichi" of management consultant who played an active part in the history of scientific management of Japan after the war from prewar days.

This treatise draws and analyzes his activities in the history of industrial world. From the latter half of Taisho era, the management consultant [efficiency engineer] business of Japan which made UENO Yoichi, ARAKI Toichiro etc. prospered in Japanese industrial society.

At that time, ANDO Yaichi went to United States to study the theory and practice of scientific management. He had applied the technology in the spot of Japanese factory after a homecoming.

We emphasize the locus of management consultant ANDO Yaichi who has played an active part in the Showa era from the latter half of Taisho era.

ANDO has performed instruction which applied the theory and technique in the direction of administrative management from the viewpoint of factory and office efficiency.

Finally, an intention of ANDO who has guided the improvement in management efficiency about administrative affairs at large is more concretely realized with IT-izing of Japanese society.